諮問番号：令和３年度諮問第２１号

答申番号：令和３年度答申第２４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年１月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求人は、２年前ぐらいに処分庁の担当者から、２月支払分の年金の金額が変わった場合は、１２円以上つまり１か月１円以上にならないと保護費の変更はしないと言われていた。にもかかわらず、本件処分で障害年金の収入認定額の変更が行われた。

（２）審査請求人は、平成３０年１１月に障害状態確認届を提出しており、年金がどうなるか分からないので、処分庁に年金を収入認定するのを止めるように求め、同年１２月２５日に提出した収入申告書にも収入がないと記入した。平成３１年２月支給分の障害年金が出るかすら分からない状態であるにもかかわらず、まだ障害年金を収入認定して保護費を減らしているのもおかしい。

（３）したがって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）年金の収入認定について

審査請求人は、過去に２月支払分の年金の金額が変わった場合は、１２円以上の差額がでなければ収入認定額の変更決定はしないと言われていたにもかかわらず、本件処分が行われたこと、また、障害状態確認届を提出したため、今後障害年金が支給されなくなる可能性があり、平成３０年１２月２５日に提出した収入申告書には収入が無いと記入したにもかかわらず、障害年金を収入認定したことは違法である旨主張している。

しかしながら、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）のとおり、年金は、実際の受給額を認定することと定められており、審査請求人が主張する取扱いは存在しない。また、年金額に変更があった場合は、保護費を追給するなどして調整することが可能であり、処分庁が審査請求人の受給する障害年金の受給額に応じて収入認定したことに違法又は不当な点は認められない。

なお、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１８条第３項、次官通知第８の３（２）ア（ア）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）ア並びに「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」（平成元年庁保発第６号社会保険庁運営部長通知。以下「社会保険庁部長通知」という。）１及び２のとおり、審査請求人の提出した障害状態確認届の審査の結果、審査請求人の年金額の減額若しくは支給停止又は年金給付の失権が生じる場合は、平成３１年４月に支払われる年金受給額から変更され、変更後の年金受給額については同月及び令和元年５月分保護費に分割して収入充当するのであるから、平成３１年２月分の保護費に変更は生じない。

したがって、審査請求人が受給する平成３１年２月分の年金受給額を分割して収入認定したことに違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は失当である。

（２）まとめ

以上のとおり、本件処分は、法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、違法又は不当な点は認められない。

（３）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年１０月１１日　　諮問書の受領

令和３年１０月１３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月２７日

　口頭意見陳述申立期限：１０月２７日

令和３年１１月１６日　　第１回審議

令和３年１２月１４日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、保護の補足性の原理を規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（２）国民年金法第１８条第３項は、「年金給付は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

（３）国民年金法施行規則（昭和３５年４月２３日厚生省令第１２号）第３６条の４第１項は、「障害基礎年金の受給権者であって、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに（中略）その障害の現状に関する医師（中略）の診断書を機構〔日本年金機構〕に提出しなければならない。（後略）」と定めている。

（４）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、６か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（６）社会保険庁部長通知の１は、「（前略）年金額の増額改定は、提出期限（障害状態確認届による障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月分から行う（後略）」と、２は、「（前略）年金額の減額改定（中略）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して３ヵ月を経過した日の属する月分から行う（後略）」と、３は、「（前略）年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して３ヵ月を経過する日の属する月の初日に行う（後略）」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

1. 平成２４年１０月１日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。なお、処分庁が作成した保護台帳には、審査請求人の生年月日が記載され、誕生月は１１月となっている。

（２）平成３１年１月２５日付けで、処分庁は、同年２月１日を保護変更日とする本件処分を行った。

　　　本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）〔次官通知〕第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されている。

（３）平成３１年２月１日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）年金の収入認定について

ア　審査請求人は、過去に２月支払分の年金の金額が変わった場合は、１２円以上の差額がでなければ収入認定額の変更決定はしないと言われていたにもかかわらず、本件処分で収入認定の変更が行われたことについて不服を主張する。しかしながら、審査請求人の主張するような処分庁の説明があったと認めるに足る証拠はない。

イ　また、前記１（４）のとおり、処理基準である次官通知第８の３（２）ア（ア）において、年金については、その実際の受給額を収入認定することが示されており、このような取扱いに不合理な点は認められない。

ウ　したがって、審査請求人の主張するような処分庁の説明があったか否かはともかく、処分庁が、国において適正な処理を特に確保する必要がある法定受託事務において、よるべき基準であるとされている次官通知の取扱いに沿って、審査請求人の受給する障害年金の受給額に応じて本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

（２）障害状態確認届の提出について

ア　審査請求人は、平成３０年１１月に障害状態確認届を提出しており、平成３１年２月支給分の障害年金が出るかすら分からない状態であった旨主張する。

イ　しかしながら、前記１（２）、（３）、（５）及び（６）並びに前記２（１）のとおり、誕生月が１１月の審査請求人が平成３０年１１月に提出した障害状態確認届の審査の結果、審査請求人の年金額の減額若しくは支給停止又は年金給付の失権が生じる場合は、平成３１年４月に支払われる年金受給額から変更されることになるため、平成３１年２月分の保護費に変更は生じない。

なお、審査請求人の年金額が増額する場合は、平成３１年２月に支払われる年金受給額から変更されることになるが、この場合は、遡及して保護費の調整を行う取扱いができる。

ウ　よって、上記イの取扱いに不合理な点は認められない。

（３）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

前記２（２）のとおり、本件処分の通知書には、処分の理由として、「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」とのみ記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て、訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由の提示には、根拠法令の記載が行われておらず、また、審査請求人が本件処分の理由を明確に認識し得るものであるとは言い難いことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）谷口　勢津夫

委員　　　　　西上　治

委員　　　　　濱　　和哲